

## 地方に滞在されている皆様が首都へ移動される際の注意事項

### 【ポイント】

地方におられる非居住者の方々が、強制隔離期間中にご帰国のために、車両（バスやレミース）で首都へ移動される際には、所在地を出発される最低48時間前までに申請を行う必要がありますので、ご帰国のために移動のご予定のある方は、時間的余裕を持ち、事前に当館領事班 [conbsas@bn.mofa.go.jp](mailto:conbsas@bn.mofa.go.jp) までお知らせください。

### 【本文】

非居住者の方々が、強制隔離措置実施期間にご帰国のために、地方から車両（バスやレミース）で首都へ移動される際には、所在地を出発される最低48時間前までに申請を行う必要があります。この国内移動が許可されるのは、首都到着後24時間以内のフライトチケットの確保、当館から発出する移動のための領事レター等の証明書の保持及び新型コロナウイルスの症状がないこと（健康診断書の提示を求められることがありますので、所在地を出発する1日前にまでに（有効期限があるようですのでご注意ください）、健康診断書を取得するようにしてください）が条件となります。また、移動を担当する会社は事前に当国運輸省の許可が必要になります。

これらの移動許可の取得手続きは、バス（レミース）等の会社が行いますが、許可取得に一定の時間を要しますので、ご帰国のために移動のご予定のある方は、時間的余裕を持ち、事前に当館領事班 [conbsas@bn.mofa.go.jp](mailto:conbsas@bn.mofa.go.jp) までお知らせください。（根拠法令：6日付アルゼンチン外務省回章14/2020）

また、首都でのご滞在先は、ホテルや簡易アパートでは、受付や警備員が不在の場合が多く、入退室管理が明確ではないため、当国の強制隔離下において、治安当局等とのトラブルの要因となる可能性がありますのでご注意ください。申請のために必要となる情報は以下のとおりです。

- 1 運送会社情報（会社名、電話番号、運送会社は事前に運輸省の許可を得ている必要があります）
- 2 車両情報（メーカー、車種、ナンバープレート）
- 3 運転手情報（氏名、DNI、携帯番号）
- 4 一行リスト（氏名、身分証明書番号、国籍）
- 5 国内移動出発日時及び出発地点（正確な住所）
- 6 国内移動のルート
- 7 到着地点の住所及び宿泊場所（24時間以内）
- 8 フライト情報

（以上）